

# 辰野町子どもの居場所づくり推進事業業務委託仕様書

## 1. 目的

様々な環境におかれている子どもたちを家庭だけでなく、地域においても健全に育成するために、家庭以外の居場所を設置し、社会で自立できる子どもの育成につなげる。

## 2. 利用者

子どもの居場所づくり推進事業を利用する者は、町内に在住する18歳以下の児童とする。(以下、「利用者」という。)

## 3. 委託期間

契約の日から令和6年3月31日までとする。

## 4. 実施場所等

実施場所は次の要件を満たす場所とし、実施前に辰野町の了承を得ること。

- (1) 辰野町内に10人以上の参加や活動が可能な交流スペースが確保できること。
- (2) 利用者が参加しやすい場所にあること。
- (3) 机等を配置し、安心して参加できる雰囲気スペースが確保できること。
- (4) 感染症の感染防止対策を充分考慮できる場所であること。

## 5. 業務内容

実施について地域への周知や地域の子どもの参加を促すとともに、次の各号に規定する支援を行う。また、子どもたちが抱える困難や課題に対する相談支援を行う。

- (1) 基本的な生活習慣の習得支援を行う。
- (2) 学習支援や宿題の手伝いを行う。
- (3) 日常の遊びの支援を行う。
- (4) 行事やイベントの提供を行う。
- (5) 体験学習を行う。
- (6) 必要に応じ、食事の提供を行う。
- (7) その他町長が必要と判断した内容を行うこと。

## 6. 利用者負担及び徴収等

事業の利用にかかる利用者の負担は無料とする。ただし、飲食費、その他の費用を実費相当額として、事前に町と協議し、利用者から徴収することができる。

## 7. 事業計画書等

- (1) この事業を受託しようとする者（以下、「受託者」という。）は、契約前に、様式第1号、第2号、第3号を辰野町に提出するものとする。
- (2) 受託者は、事業開始後1ヵ月毎に、様式第4号、第5号、第6号、第7号を翌月10日までに辰野町に提出するものとする。

## 8. 事業タイプ及び委託料

- (1) 委託料については別表1の中で、受託者に合ったタイプを契約時に町と協議し、辰野町は受託者から提出された様式第1号に基づき、別表に定める事業タイプを定め、所定の委託料を支払うものとする。

別表1 委託料

		参加予定人数 10～20 人		参加予定人数 20～30 人	
食事支援を含む	月2回以上	月1回以上の食事支援も含む			
		タイプA	委託料 1ヶ月 22,500 円	タイプB	委託料 1ヶ月 35,000 円
	月1回 実施	年6回以上の食事支援も含む			
		タイプC	委託料 1ヶ月 11,250 円	タイプD	委託料 1ヶ月 17,500 円
み 学習支援の	月2回以上	タイプE	委託料 1ヶ月 10,500 円	タイプF	委託料 1ヶ月 13,000 円
	月1回実施	タイプG	委託料 1ヶ月 6,500 円	タイプH	委託料 1ヶ月 9,000 円

- (2) その他仕様書に記載のない事項は、必要に応じ、両者協議し定める。

## 9. 安全管理体制

受託者は、利用者の安全を十分に考慮すると共に、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備し、事故発生時には速やかに対応すること。また、事故発生時には辰野町に速やかに報告しなければならない。

事業に必要な許認可、届出等の手続きについては、受託者の責任において行うこととする。

## 10. 個人情報の保護

受託者及び事業に従事する者は、事業の実施に当たり個人情報保護法の規定等を踏まえ、

参加者の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期するものとし、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

#### 1 1. 苦情対応、事故発生時の対応

- (1) 受託者は、利用者の苦情に対し、迅速かつ丁寧な対応により円満な解決を図るよう努め、1 ヶ月毎の実施報告に併せて、辰野町に報告するものとする。
- (2) 受託者は、利用者に対するサービスの提供に関して、受託者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、その経過及び結果を速やかに辰野町に書面で報告するとともに、利用者に対して損害賠償等を行うものとする。また、委託業務の実施に際して生じた事故に対する保険に加入しておくものとする。
- (3) 事業実施において事故等が発生した場合は、辰野町及び関係機関に速やかに報告するとともに、適切な対応を行わなければならない。

#### 1 2. その他

- (1) 受託者は、衛生管理に十分留意するものとする。
- (2) 受託者は、食事等の提供を行おうとする場合は、事前に辰野町と協議を行うこと。
- (3) 受託者は、児童・生徒の保健福祉施策について理解した上で、安全に事業を実施するものとする。
- (4) 受託者は、業務にあたり、身だしなみ・接遇に留意し、業務に従事している間は名札を着用するものとする。
- (5) 受託者は、公正で中立性の高い業務運営に努めるものとし、利用者に対して販売行為や特定の施設の宣伝、紹介等の営業活動または営業活動に準ずることを行わないものとする。また、宗教への勧誘等子どもの居場所の活動にそぐわない行為を禁止する。
- (6) その他定めのない事項については、その都度、辰野町と受託者が協議して決定する。